

令和 6 年度

公共下水道事業

(認証)

旭上街分区污水管渠築造工事(R6-1)

見積参考資料

・「見積参考資料」は、入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではありません。  
・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとします。  
・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合があります。

工事場所	高知市 中須賀町	下水道整備課
工事日数 110 日	着工 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日	

		工事の概要	
内 訳	設計金額	円	
	工事価格	円	(推進距離)
	消費税及び地方消費税相当額	円	・内径 250mm 污水管推進工 (小口径管推進工法,高耐荷力方式) (認) 66.0 m
工事請負対象金額		円	・立坑工 (認) 1 箇所
消費税及び地方消費税相当額抜きの 工事請負対象金額		円	
摘要		工事施工理由 高知市公共下水道事業計画に基づき、本工事を施工し、当該地区の生活環境の向上を図るものである。	

## ・設計条件書

- ・本設計にあたって参考としている資料は、「参考資料一覧表」による。ただし、積算方法を指定するものでない。
- ・公表を行っていない建設機械等損料は、「建設機械等損料算定表 令和6年度版」による。

## ・参考資料一覧表

工種	参考資料	資料適用年月日
管きょ工（小口径推進）	エースモール工法協会 エースモール工法 技術・積算資料	2024年4月
立坑工	レボ協会 REVO立坑機 レボHGT工法 技術・積算資料	令和6年度
	日本下水道協会 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路	令和6年度

## 諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 6年 9月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
工種区分	下水道工事 (2)
I C T補正 (3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理)	補正しない
技術者間接費の計上有無	計上しない
機器単体費の計上有無	計上しない
施工地域・工事場所区分の補正 (共通仮設費)	一般交通影響有り (2) - 2
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正 (現場管理費)	一般交通影響有り (2) - 2
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	35%を超える (1.00)
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
現場環境改善費の計上有無	計上しない
熱中症対策の補正有無	補正しない



## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
下水道					
管きょ工(小口径推進)[認]					
小口径泥土圧式推進工 269g[認]					
推進用鉄筋コンクリート管[認] 269g	式	1			明細表 第1号
排土処理[認] 269g	式	1			明細表 第2号
仮設備工 269g[認]					
坑口[認] 269g	式	1			明細表 第3号
鏡切り[認] 269g	式	1			明細表 第4号
推進設備等設置撤去[認] 269g	式	1			明細表 第5号

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
支圧壁[認] 269g	式	1			明細表 第6号
立坑内管布設工[認]					
立坑内管布設工[認] 269h No. 1立坑	式	1			明細表 第7号
推進水替工[認]					
推進水替[認] 269g No. 1立坑	式	1			明細表 第8号
推進水替[認] 269h No. 1立坑	式	1			明細表 第9号
補助地盤改良工[認]					
薬液注入工 溶液型[認] 269g No. 1立坑 下流側	式	1			明細表 第10号
薬液注入工 溶液型[認] 269h No. 1立坑 上流側	式	1			明細表 第11号
269g No.1片発進片到達立坑(呼径2000mm)[認]					

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼製ケーシング式土留め及び土工[認]					
残土処分工【認】 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第12号
鋼製ケーシング圧入掘削[認] 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第13号
底盤コンクリート[認] 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第14号
圧入掘削設備[認] 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第15号
鋼製ケーシング[認] 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第16号
仮設ケーシング損料[認] 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第17号
立坑水替工[認] 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第18号
ライタス運搬処理[認] 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第19号
路面覆工[認] 269g No. 1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第20号

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
269h No.1両発進立坑(呼び径2000mm) [認]					
鋼製ケーシング式土工 [認]					
ケーシング撤去工【認】 269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第21号
路面覆工 [認] 269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第22号
埋戻 [認] 269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第23号
マンホール工 [認]					
組立マンホール工 [認]					
組立式2号マンホール【認】 269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第24号
副管工 [認]					
内副管【認】 269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)	式	1			明細表 第25号



## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設工[認]					
交通管理工[認]					
交通誘導警備員[認]	式	1			明細表 第26号
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
運搬費	式	1			
建設機械運搬費	式	1			明細表 第27号
仮設材運搬費	式	1			明細表 第28号
事業損失防止施設費	式	1			
水質調査費	式	1			明細表 第29号

## 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技術管理費	式	1			
技術管理費	式	1			明細表 第30号
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					



明細表 第 1号  
推進用鉄筋コンクリート管[認]

明細表

269g

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
小口径推進用ヒューム管 埋込カー-E形管 SJS 1種50 先端管用半管 φ250×990	本	1			
小口径推進用可とう性ヒューム管 継手性能SJS51 標準部用半管 φ250×1000	本	2			
小口径推進用ヒューム管 埋込カー-E形管 SJS 1種50 標準部用半管 φ250×990	本	64			
推進工 269g, 呼び径250mm 巨石混り礫質土[D], 日進量2.9m/日	m	66.0			機補正 単価表 第 1 号
排土管・油圧ホース等撤去工 半管, 呼び径250mm	m	66.0			機補正 単価表 第 6 号
添加材注入工 269g, 呼び径250mm 巨石混り礫質土[D]	m	66.0			単価表 第 7 号
1 式 当り					

明細表 第 2号  
排土処理[認]

明細表

269g

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚泥吸排車運転費(m3当り) L=9.9km, DID区間:有	m3	22			機補正 単価表 第 10 号
処分料 ヘン付付 汚泥-3	t	33			処分費
1 式 当り					

明細表 第 3号  
坑口[認]

明細表

269g

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
発進坑口工 呼び径250mm	箇所	1			単価表 第 12 号
到達坑口工 呼び径250mm	箇所	1			単価表 第 15 号
1 式 当り					

明細表 第 4号  
鏡切り [認]

明細表

269g

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
発進鏡切り工 呼び径250mm, ケーシング立坑	箇所	1			単価表 第 16 号
到達鏡切り工 呼び径250mm, ケーシング立坑	箇所	1			単価表 第 18 号
1 式 当り					

明細表 第 5号  
 推進設備等設置撤去[認]

明細表

269g

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
推進用機器据付撤去工 半管	箇所	1			単価表 第 19 号
先導体据付工 半管, 呼び径250mm	台	1			機補正 単価表 第 20 号
先導体搬出工 分割回収, 半管, 呼び径250mm	台	1			機補正 単価表 第 21 号
1 式 当り					





明細表 第 7号  
立坑内管布設工[認]

明細表

269h No.1立坑

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鉄筋コンクリート管布設工 φ250mm	m	0.6			単価表 第 25 号
1 式 当り					

明細表 第 8号  
推進水替[認]

明細表

269g No.1立坑

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ポンプ設置・撤去	箇所	1			単価表 第 26 号
ポンプ運転工 推進水替, 作業時排水	日	1			単価表 第 27 号
1 式 当り					

明細表 第 9号  
推進水替[認]

明細表

269h No.1立坑

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ポンプ設置・撤去	箇所	1			単価表 第 26 号
ポンプ運転工 推進水替, 作業時排水	日	1			単価表 第 27 号
1 式 当り					







明細表 第 13号  
鋼製ケーシング<sup>°</sup> 圧入掘削[認]

## 明細表

269g No.1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
圧入掘削積込工(φ2000mm, 回転圧入) 掘削深≤9.0m, 粘性土, N≤5, a=1.0h/m, T=6.0時間	m	0.6			単価表 第 36 号
圧入掘削積込工(φ2000mm, 回転圧入) 掘削深≤9.0m, 砂質土, N≤30, a=1.0h/m, T=6.0時間	m	1.1			単価表 第 39 号
圧入掘削積込工(φ2000mm, 回転圧入) 掘削深≤9.0m, 礫質土, N≤30, a=1.3h/m, T=6.0時間	m	1.3			単価表 第 40 号
圧入掘削積込工(φ2000mm, 回転圧入) 掘削深≤9.0m, 玉石混じり土, 礫径200mm~300mm未満 a=2.9h/m, T=6.0時間	m	5.6			単価表 第 41 号
ケーシング <sup>°</sup> 溶接工	m	18.9			単価表 第 42 号
ケーシング <sup>°</sup> 引上げ工	m	0.9			単価表 第 43 号
現場発生品及び支給品積込・荷卸 クレーン装置付2t級、吊能力2.9t	t	0.1			施工P 第 2 号
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付2t級、吊能力2.9t, DID区間有り, 7.0km以下	t	0.1			施工P 第 3 号
スクラップ <sup>°</sup> ヘビ <sup>°</sup> - H1	t	0.1			対象外
1 式 当り					



明細表 第 14号  
 底盤コンクリート[認]

明細表

269g No.1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
底盤コンクリート打設工	m3	3.2			単価表 第 44 号
1 式 当り					

明細表 第 15号  
 圧入掘削設備[認]

明細表

269g No.1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
機械設置撤去工	回	1			単価表 第 45 号
1 式 当り					

明細表 第 16号  
鋼製ケーシング [認]

明細表

269g No.1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
超硬ビット	個	35			
鋼製ケーシング 呼び径2000mm	m	7.8			
1 式 当り					

明細表 第 17号  
仮設ケーシング 損料[認]

明細表

269g No.1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設ケーシング 損料 呼び径2000, L=2.0m	式	1			
1 式 当り					

明細表 第 18号  
立坑水替工[認]

明細表

269g No.1 片発進片到達立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
うわ水排水工	箇所	1			単価表 第 46 号
1 式 当り					





明細表 第 21号  
 ケーシング撤去工【認】

明細表

269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
ケーシング撤去工 269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)	箇所	1			単価表 第 52 号
ケーシング切断工	m	11.4			単価表 第 53 号
現場発生品及び支給品積込・荷卸 クレーン装置付2t級、吊能力2.9t	t	1			施工P 第 2 号
現場発生品及び支給品運搬 クレーン装置付2t級、吊能力2.9t , DID区間有り , 7.0km以下	t	1			施工P 第 3 号
スクラップ へビ- H1	t	1			対象外
1 式 当り					







明細表 第 24号  
組立式2号マンホール【認】

## 明細表

269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高知市市章入り人孔鉄蓋 T-25, φ600	組	1			
転落防止中蓋 T-6, クリ・ジャック含む	組	1			
固定資材等 組立式人孔用	箇所	1			単価表 第 57 号
調整モルタル(組立式人孔) 調整高60mm~130mm	m	0.06			単価表 第 58 号
調整リング <sup>°</sup> H=100	個	2			
組立式2号人孔 (I種)斜壁 <sup>°</sup> ロック 600×1200 H=300	個	1			
組立式2号人孔 (I種)直壁 <sup>°</sup> ロック H=900	個	1			
組立式2号人孔 (I種)直壁 <sup>°</sup> ロック H=1200	個	1			
組立式2号人孔 (I種)直壁 <sup>°</sup> ロック H=2100	個	1			
深形組立式2号人孔 (II種)躯体 <sup>°</sup> ロック H=2100	個	1			

明細表 第 24号  
 組立式2号マンホール【認】

## 明細表

269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
深形組立式2号人孔 (Ⅱ種)底板ﾌﾞｯｸ	個	1			
組立マンホール工 2号, 6mを超え7m以下	箇所	1			単価表 第 59 号
底部工(組立式・2号人孔) 現場打ｲﾝﾊﾟｰﾄ, 小型車加算:有, 基礎砕石:無し	箇所	1			単価表 第 60 号
削孔費(ヒューム管) 2号人孔 φ250用	ヶ所	1			
削孔費(ﾘﾌﾞ付塩ビ管) 2号人孔 φ150用	ヶ所	2			
足掛金物 295×150×φ16以上SUS403同等品 芯材ｽﾃﾝﾚｽ完全樹脂被覆	個	1			
足掛金物 300×250×φ19以上 芯材ｽﾃﾝﾚｽ完全樹脂被覆	個	6			
FRP製人孔用中床版 φ1200(2号用)φ600開口付 ｱﾝｶｰ後付用	個	2			
人孔用可とう継手 ﾘﾌﾞ管用 φ150 工場取付費含む	個	2			
ｺﾝｸﾘｰﾄ 無筋・鉄筋構造物,ﾊﾞｯｸﾌｻﾞ(ｸﾚｰﾝ機能付)打設,18-8-40(高炉)W/C=60%以下,一般養生,しない<標準>(全ての費用),小型車加算有り(4t車)高知1地区	m3	0.6			施工P 第 4 号

明細表 第 24号  
組立式2号マンホール【認】

明細表

269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 式 当り					



明細表 第 26号  
交通誘導警備員[認]

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 交通誘導警備員B	人	126			単価表 第 63 号
1 式 当り					

明細表 第 27号  
建設機械運搬費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
重機運搬(片道) 各種 ,150kmまで	台	4			単価表 第 64 号
運搬中の損料 油圧クラムシェル・テレスコピック式0.4m3, 運搬距離117km	台	2			
運搬中の損料 立坑用機器, 運搬距離117km	台	2			
機器積込み・積卸し(往復) 油圧クラムシェル・テレスコピック式0.4m3	式	1			単価表 第 65 号
機器積込み・積卸し(往復) 立坑機器	式	1			単価表 第 66 号
1 式 当り					



明細表 第 28号  
仮設材運搬費

## 明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等運搬 12m以内,10kmまで,片道	t	1.2			単価表 第 67 号
仮設材等運搬 12m以内,120kmまで,片道	t	1.2			単価表 第 69 号
仮設材等運搬 12m以内,10kmまで,往復	t	0.2			単価表 第 71 号
積込み,取卸し費(仮設材等) 積込み,取卸し(片道分)	t	2.4			単価表 第 73 号
積込み,取卸し費(仮設材等) 積込み,取卸し(往復分)	t	0.2			単価表 第 74 号
1 式 当り					



明細表 第 30号  
技術管理費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本管TVカマ調査工 側視回数5mに1回	m	66.4			単価表 第 75 号
1 式 当り					

単価表 第 1号

推進工

単価表

( 2.900 )

金額：

内容：269g, 呼び径250mm  
 巨石混り礫質土[D], 日進量2.9m/日

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			[1]
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	3			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2			[1]
発動発電機運転費 150kVA	日	1			単価表 第 2 号
クレーン装置付トラック運転費 4t積, 2.9t吊	日	1			機補正[1] 単価表 第 3 号
推進工機械器具損料(1) 269g	m	2.9			単価表 第 4 号
推進工機械器具損料(2) 巨石混り礫質土[D]	m	2.9			単価表 第 5 号
諸雑費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	2.9	m 当り		)
	(	1	m 当り		)



単価表 第 3号

クレーン装置付トラック運転費

単価表

( 1 )

金額 :

内容 : 4t積, 2.9t吊

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊) 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	31			
トラック[クレーン装置付] 4~4.5t積 2.9t吊	供用日	1.2			機補正
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り		)

単価表 第 4号

推進工機械器具損料(1)

単価表

( 66 )

金額 :

内容 : 269g

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
先導体損料 呼び径250mm	日	38			
推進装置損料 呼び径250mm	日	44			
操作盤損料 呼び径250mm	日	44			
排土タンク損料 10m3用	日	44			
排土管損料 半管用, 呼び径250mm, 1現場当り, 100m当り	組	0.66			
排土管損料 半管用, 呼び径250mm, 100m当り, 供用日当り	日	12			
中継ホース・ケーブル損料 半管用, 呼び径250mm, 1現場当り, 100m当り	組	0.66			
中継ホース・ケーブル損料 半管用, 呼び径250mm, 100m当り, 供用日当り	日	12			
地上ホース・ケーブル損料 半管用, 呼び径250mm, 1現場当り	式	1			
地上ホース・ケーブル損料 半管用, 呼び径250mm, 供用日当り	日	35			

単価表 第 4号

推進工機械器具損料(1)

単価表

( 66 )

金額 :

内容 : 269g

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
諸雑費	式	1			
	(	66	m 当り		)
	(	1	m 当り		)





単価表 第 6号

排土管・油圧ホース等撤去工

単価表

( 40 )

金額：

内容：半管, 呼び径250mm

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2			
クレーン装置付トラック運転費 4t積, 2.9t吊	日	1			機補正 単価表 第 3 号
諸雑費	式	1			
	(	40	m 当り		)
	(	1	m 当り		)



単価表 第 8号

添加材材料費

単価表

( 1 )

金額：

内容：269g, 呼び径250mm

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ベントナイト	kg	26.10			
粘土	kg	15.22			
滑材 推進工法用	リットル	48.29			
水(推進工)	m3	0.171			処分費
諸雑費	式	1			
	(	1	m 当り		)

単価表 第 9号

添加材機械器具損料

単価表

( 66 )

金額 :

内容 : 269g, 呼び径250mm

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
添加材注入ポンプ 損料 7.5kW	日	44			
添加材ミキサ 損料 7.5kW, 400mm×2槽	日	44			
粘度計 損料 呼び径250mm	日	44			
水槽 損料 3m3用	日	44			
諸雑費	式	1			
	(	66	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 10号

汚泥吸排車運転費(m3当り)

単価表

( 100 )

金額 :

内容 : L=9.9km, DID区間:有

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
汚泥吸排車運転費(日当り) 3.1t~3.5t	日	6.3			機補正 単価表 第 11 号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)

単価表 第 11号

汚泥吸排車運転費(日当り)

単価表

( 1 )

金額:

内容: 3.1t~3.5t

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般) 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	50			
汚泥吸排車[トラック架装型] 3.1~3.5t 75mm	供用日	1.33			機補正
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り		)
	(	1	日 当り		)

単価表 第 12号

発進坑口工

単価表

( 1 )

金額：

内容：呼び径250mm

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.6			
坑口止水器 高耐荷力推進・発進坑口用, 呼び径250mm	組	1			
鋼材溶接工	m	2.4			単価表 第 13 号
鋼材切断工	m	4.8			単価表 第 14 号
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 4.9t吊 ホベレタ付き 週休2日補正：現場閉所(通期)	日	0.55			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)



単価表 第 13号

鋼材溶接工

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.01			
溶接工 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.076			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.021			
電気溶接棒 軟鋼用 5.0mm D4301	kg	0.4			[1]
電気溶接機[交流アーク式(手動)] 250A 電撃防止器内蔵型	日	0.076			
諸雑費 30 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	m 当り		)

単価表 第 14号

鋼材切断工

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.007			
溶接工 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.053			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.02			
酸素ガス 圧縮溶解 ボンベ	m3	0.163			
アセチレンガス 圧縮溶解 ボンベ	kg	0.028			[1]
諸雑費 30 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	m 当り		)

単価表 第 15号

到達坑口工

単価表

( 1 )

金額：

内容：呼び径250mm

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.6			
坑口止水器 高耐荷力推進・到達坑口用 呼び径250mm	組	1			
鋼材溶接工	m	2.4			単価表 第 13 号
鋼材切断工	m	4.8			単価表 第 14 号
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 4.9t吊 ホベレタ付き 週休2日補正：現場閉所(通期)	日	0.55			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)

単価表 第 16号

発進鏡切り工

単価表

( 1 )

金額：

内容：呼び径250mm, ケーシング立坑

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鏡切り工 ケーシング立坑	m	2.4			単価表 第 17 号
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)

単価表 第 17号

鏡切り工

単価表

( 1 )

金額：

内容：ケーシング立坑

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.019			[1]
溶接工 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.038			[1]
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.019			[1]
諸雑費 10 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	m 当り		)



単価表 第 19号

推進用機器据付撤去工

単価表

( 1 )

金額：

内容：半管

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	2.5			
特殊作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	5			
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	5			
電工 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	2.5			
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 16t吊 ホベータ付き 週休2日補正：現場閉所(通期)	日	2.5			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)

単価表 第 20号

先導体据付工

単価表

( 1 )

金額：

内容：半管, 呼び径250mm

1 台 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	3			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2			
クレーン装置付トラック運転費 4t積, 2.9t吊	日	1			機補正 単価表 第 3 号
分割発進器具費	式	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	台 当り		)



単価表 第 21号

先導体搬出工

単価表

( 1 )

金額：

内容：分割回収, 半管, 呼び径250mm

1 台 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	3			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2			
クレーン装置付トラック運転費 4t積, 2.9t吊	日	1			機補正 単価表 第 3 号
諸雑費	式	1			
	(	1	台 当り		)



単価表 第 23号

鋼材設置工

単価表

( 10 )

金額 :

内容 :

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1.7			[1]
とび工 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	3.2			[1]
溶接工 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1.7			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1.7			[1]
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベラ付 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	1.7			
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	t 当り		)
	(	1	t 当り		)

単価表 第 24号

鋼材撤去工

単価表

( 10 )

金額 :

内容 :

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			[1]
とび工 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1.9			[1]
溶接工 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			[1]
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベラ付 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	1			
諸雑費 7 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	t 当り		)
	(	1	t 当り		)

単価表 第 25号

鉄筋コンクリート管布設工

単価表

( 10 )

金額 :

内容 : φ 250mm

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.31			[1]
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.62			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.62			[1]
バックホ運転(管布設工) 山積0.28m <sup>3</sup> ・1.7t吊	日	0.31			
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 *** 鉄筋コンクリート管の種類 : B, C, NC形管 呼び径 : φ 250mm					

単価表 第 26号

ポンプ設置・撤去

単価表

( 1 )

金額：

内容：

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.5			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.1			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2.0			
バックホ運転(縮切排水工)	日	0.5			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)

単価表 第 27号

ポンプ 運転工

単価表

( 1 )

金額：

内容：推進水替, 作業時排水

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.14			[1]
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	5.6			[1]
水中ポンプ 賃料 φ 50, 揚程15m 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	1.2			[1]
発動発電機(市場価格) ディーゼルエンジン駆動 5kVA 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	1.2			[1]
諸雑費 3 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	日 当り		)
	(	1	日 当り		)

単価表 第 28号

注入設備据付・解体(薬液注入)

単価表

( 1 )

金額：

内容：二重管ストレーナ工法(2セット)

1 現場 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2.2			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	8.2			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	3.4			
トラック[クレーン装置付] 4~4.5t積 2.9t吊	時間	13			
諸雑費	式	1			
	(	1	現場 当り		)
*** 施工条件 *** 工法区分 : 二重管ストレーナ工法(2セット)					



単価表 第 29号

二重管スレーナ工法

## 単価表

( 1 )

金額：

内容：複相方式(2セット) , 総注入量500k1未満

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.2			[1] 1/N*a
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.59			[1] 1/N*a
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.39			[1] 1/N*a
注入材料	リ ットル	974			
ホーリングマシン[油圧式] 5.5kW級	日	0.39			[1] 1/N*b
薬液注入ポンプ 5~20L/min×2	日	0.39			[1] 1/N*b
削孔消耗材料(二重管スレーナ)	本	1			単価表 第 30 号
注入消耗材料(二重管スレーナ)	K1	0.97			単価表 第 33 号
諸雑費 22 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	本 当り		)

単価表 第 29号

二重管スレーナ工法

単価表

( 1 )

金額：

内容：複相方式(2セット) , 総注入量500k1未満

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
*** 施工条件 *** 注入方式(セット数) : 複相方式(2セット) 総注入量 : 総注入量500k1未満					
び質土の削孔長 : 10=7.1 m 砂質土の削孔長 : 10=1.0 m 粘性土の削孔長 : 10=0.0 m					
土被り長 : 12=5.2 m 1本当りの注入量 : QS=974 l/本 注入材料の規格 : 溶液型					
特許料金の規格 : 二重管ボ-リング`ロッド`の規格 : メタルクワン φ 41mmの規格 :					
グラウトモ-タ(削孔用) φ 40.5mmの規格 : グラウトモ-タ(注入用) φ 40.5mmの規格 : 注入ホ-ス類 φ 12mmの規格 :					
サクシ-ンホ-ス φ 38mmの規格 :					

単価表 第 30号

削孔消耗材料(二重管ストレーナ)

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
削孔消耗材料(礫質土)ストレーナ	m	7.1			単価表 第 31 号
削孔消耗材料(砂質土)ストレーナ	m	1.0			単価表 第 32 号
諸雑費	式	1			
	(	1	本 当り		)
*** 施工条件 ***					
削孔長(礫質土)		: 7.1 m			
削孔長(砂質土)		: 1.0 m			
削孔長(粘性土)		: 0.0 m			
二重管ホースリングロッドの規格		:			
メタルクワンφ41mmの規格		:			
ゲラウトモータφ40.5mmの規格		:			

単価表 第 31号

削孔消耗材料(礫質土)ストレナ

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
二重管ホ-リング`ロッド`	m	0.05			[1]
メタルラウン φ 41mm	個	0.30			[1]
ク`ラウトモ`タ φ 40.5mm	個	0.005			[1] 複相用
雑品 11 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 ***					
二重管ホ-リング`ロッド`の規格 :					
メタルラウン φ 41mmの規格 :					
ク`ラウトモ`タ φ 40.5mmの規格 :					

単価表 第 32号

削孔消耗材料(砂質土)ストレナ

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
二重管ホ-リング`ロッド`	m	0.03			[1]
メタルラウン φ 41mm	個	0.04			[1]
ク`ラウトモータ φ 40.5mm	個	0.003			[1] 複相用
雑品 17 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	m 当り		)
*** 施工条件 ***					
二重管ホ-リング`ロッド`の規格 :					
メタルラウン φ 41mmの規格 :					
ク`ラウトモータ φ 40.5mmの規格 :					

単価表 第 33号

注入消耗材料(二重管ストレナ)

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 K1 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ク`ラウトモニタ φ 40. 5mm	個	0. 02			[1] 複相用
注入ホース類 φ 12mm	組	0. 005			[1] P=4. 9MPa (50kgf/cm2)L=50m*3
サクシヨ`ンホース φ 38mm	組	0. 003			[1] L=3m*3
雑品 25 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	K1 当り		)
*** 施工条件 ***					
ク`ラウトモニタ φ 40. 5mmの規格 :					
注入ホース類 φ 12mmの規格 :					
サクシヨ`ンホース φ 38mmの規格 :					

単価表 第 34号

二重管スレーナ工法

## 単価表

( 1 )

金額：

内容：複相方式(2セット) , 総注入量500k1未満

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.19			[1] 1/N*a
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.58			[1] 1/N*a
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.38			[1] 1/N*a
注入材料	リ ットル	1,009			
ホーリングマシン[油圧式] 5.5kW級	日	0.38			[1] 1/N*b
薬液注入ポンプ 5~20L/min×2	日	0.38			[1] 1/N*b
削孔消耗材料(二重管スレーナ)	本	1			単価表 第 35 号
注入消耗材料(二重管スレーナ)	K1	1.01			単価表 第 33 号
諸雑費 22 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1		本 当り	)

単価表 第 34号

二重管スレーナ工法

単価表

( 1 )

金額：

内容：複相方式(2セット) , 総注入量500k1未満

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
*** 施工条件 *** 注入方式(セット数) : 複相方式(2セット) 総注入量 : 総注入量500k1未満					
び質土の削孔長 : 10=6.8 m 砂質土の削孔長 : 10=1.0 m 粘性土の削孔長 : 10=0.0 m					
土被り長 : 12=4.9 m 1本当りの注入量 : QS=1,009 1/本 注入材料の規格 : 溶液型					
特許料金の規格 : 二重管ボ-リング`ロッド`の規格 : メタルクワン φ 41mmの規格 :					
グラウトモ-タ(削孔用) φ 40.5mmの規格 : グラウトモ-タ(注入用) φ 40.5mmの規格 : 注入ホ-ス類 φ 12mmの規格 :					
サクシ-ンホ-ス φ 38mmの規格 :					



単価表 第 35号

削孔消耗材料(二重管ストレーナ)

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
削孔消耗材料(礫質土)ストレーナ	m	6.8			単価表 第 31 号
削孔消耗材料(砂質土)ストレーナ	m	1.0			単価表 第 32 号
諸雑費	式	1			
	(	1	本 当り		)
*** 施工条件 ***					
削孔長(礫質土)		: 6.8 m			
削孔長(砂質土)		: 1.0 m			
削孔長(粘性土)		: 0.0 m			
二重管ホースリングロッドの規格		:			
メタルクワンφ41mmの規格		:			
ゲラウトモータφ40.5mmの規格		:			

単価表 第 36号

圧入掘削積込工 (φ2000mm, 回転圧入)

単価表

( 1 )

金額:

内容: 掘削深 ≤ 9.0m, 粘性土, N ≤ 5, a = 1.0h/m, T = 6.0時間

1 m 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.33			
圧入機運転費 回転圧入機, T=6.0時間	時間	1			単価表 第 37 号
油圧ラムシェル運転費 テレスコピック式, 平積0.4m <sup>3</sup> , T=6.4時間	時間	0.53			単価表 第 38 号
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベラ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.17			
諸雑費	式	1			
	(	1	m 当り		)

単価表 第 37号

圧入機運転費

単価表

( 1 )

金額：

内容：回転圧入機, T=6.0時間

1 時間 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊) 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	6.6			
回転圧入機損料	時間	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	時間 当り		)

単価表 第 38号

油圧クラムシェル運転費

単価表

( 1 )

金額：

内容：テレスコピック式, 平積0.4m3, T=6.4時間

1 時間 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊) 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.16			
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	15			
油圧クラムシェル損料 テレスコピック式, 平積0.4m3	時間	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	時間 当り		)

単価表 第 39号

圧入掘削積込工 (φ 2000mm, 回転圧入)

単価表

( 1 )

金額 :

内容 : 掘削深 ≤ 9.0m, 砂質土, N ≤ 30, a=1.0h/m, T=6.0時間

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.33			
圧入機運転費 回転圧入機, T=6.0時間	時間	1			単価表 第 37 号
油圧クラムシェル運転費 テレスコピック式, 平積0.4m <sup>3</sup> , T=6.4時間	時間	0.53			単価表 第 38 号
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベラ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.17			
諸雑費	式	1			
	(	1	m 当り		)

単価表 第 40号

圧入掘削積込工 (φ 2000mm, 回転圧入)

単価表

( 1 )

金額 :

内容 : 掘削深 ≤ 9.0m, 礫質土, N ≤ 30, a=1.3h/m, T=6.0時間

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.22			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.22			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.43			
圧入機運転費 回転圧入機, T=6.0時間	時間	1.3			単価表 第 37 号
油圧クラムシェル運転費 テレスコピック式, 平積0.4m <sup>3</sup> , T=6.4時間	時間	0.68			単価表 第 38 号
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベラ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.22			
諸雑費	式	1			
	(	1	m 当り		)

単価表 第 41号

圧入掘削積込工 (φ 2000mm, 回転圧入)

単価表

( 1 )

金額:

内容: 掘削深 ≤ 9.0m, 玉石混じり土, 礫径200mm~300mm未満  
a=2.9h/m, T=6.0時間

1 m 当り

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.48			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.48			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.97			
圧入機運転費 回転圧入機, T=6.0時間	時間	2.9			単価表 第 37 号
油圧クラムシェル運転費 テレスコピック式, 平積0.4m3, T=6.4時間	時間	1.53			単価表 第 38 号
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベラ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.48			
諸雑費	式	1			
	(	1	m 当り		)

単価表 第 42号

ケーシング溶接工

単価表

( 10 )

金額：

内容：

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.15			[1]
溶接工 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.3			[1]
諸雑費 22 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)



単価表 第 43号

ケーシング引上げ工

単価表

( 10 )

金額 :

内容 :

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.62			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.62			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1.24			
圧入機運転費 回転圧入機, T=6.0時間	時間	5			単価表 第 37 号
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベレタ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.62			
諸雑費	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 44号

底盤コンクリート打設工

単価表

( 10 )

金額 :

内容 :

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.26			[1]
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.26			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.52			[1]
生コンクリート 30-18-40BB, W/C55%以下	m3	10.4			
諸雑費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)

単価表 第 45号

機械設置撤去工

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.34			
圧入機運転費 回転圧入機, T=6.0時間	時間	1.4			単価表 第 37 号
ラフテレーンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベレタ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.17			
諸雑費	式	1			
	(	1	回 当り		)

単価表 第 46号

うわ水排水工

単価表

( 1 )

金額：

内容：

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.12			[1]
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.12			[1]
トラック[クレーン装置付] 4～4.5t積 2.9t吊	時間	1			[1]
諸雑費 7 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)

単価表 第 47号

ライセンス処理工

単価表

( 1 )

金額 :

内容 :

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.17			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)



単価表 第 49号

汚泥吸排車運転費

単価表

( 1 )

金額 :

内容 : 3.1~3.5t

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般) 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
軽油 一般用 パトロール給油	リットル	50			
汚泥吸排車[トラック架装型] 3.1~3.5t 75mm	供用日	1			機補正
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り		)

単価表 第 50号

円形覆工板設置工

単価表

( 1 )

金額：

内容：呼び径2000mm

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.04			
特殊作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.04			
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.08			
トラック[クレーン装置付] 4～4.5t積 2.9t吊	時間	0.3			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)



単価表 第 51号

円形覆工板開閉工

単価表

( 1 )

金額：

内容：呼び径2000mm

1 回 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.07			
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.14			
トラック[クレーン装置付] 4～4.5t積 2.9t吊	時間	0.55			
諸雑費	式	1			
	(	1	回 当り		)

単価表 第 52号

ケーシング撤去工

単価表

( 1 )

金額：

内容：269h No.1 両発進立坑(呼び径2000mm)

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.07			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.07			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.07			
トラック[クレーン装置付] 4~4.5t積 2.9t吊	時間	0.53			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)

単価表 第 53号

ケーシング切断工

単価表

( 10 )

金額：

内容：

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.14			[1]
溶接工 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.14			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.14			[1]
諸雑費 9 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

単価表 第 54号

円形覆工板撤去工

単価表

( 1 )

金額：

内容：呼び径2000mm

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.04			
普通作業員 週休2日補正：現場閉所(通期)	人	0.04			
トラック[クレーン装置付] 4～4.5t積 2.9t吊	時間	0.29			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)

単価表 第 55号

砕石埋戻工(バックホ投入)

単価表

( 100 )

金額:

内容: 再生砕石 RC-40 , 締固め:有 , 山積0.28m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2.5			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	3.8			
再生砕石 RC-40	m3	120			
バックホ[クローラ型・標準型] 山積0.28m3(平積0.2m3) 排出ガス対策型(第2次)	時間	7.6			
タンパ 締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第5号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 ***					
砕石の種類	: 再生砕石 RC-40				
タンパ 締固めの有無	: 締固め:有				
バックホの規格	: 山積0.28m3				

単価表 第 56号

砕石埋戻工(バックホ投入)

単価表

( 100 )

金額:

内容: 再生粒調砕石 RM-30 , 締固め:有 , 山積0.28m3

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	2.5			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	3.8			
再生粒調砕石 RM-30	m3	120			
バックホ[クローラ型・標準型] 山積0.28m3(平積0.2m3) 排出ガス対策型(第2次)	時間	7.6			
タンバ 締固め しない<標準>(全ての費用)	m3	100			施工P 第5号
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 ***					
砕石の種類	: 再生粒調砕石 RM-30				
タンバ 締固めの有無	: 締固め:有				
バックホの規格	: 山積0.28m3				

単価表 第 57号

固定資材等

単価表

( 1 )

金額：

内容：組立式人孔用

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
内外フォーム型枠 人孔φ600用 30回使用	回	1			
フォーム固定ベルト 人孔φ600用 60回使用	回	1			
全ねじボルト M16×285 ステンレス	本	3			
六角ナット M16 ステンレス	個	6			
丸平座金 M16 ステンレス	個	6			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)





単価表 第 59号

組立マンホール工

単価表

( 1 )

金額：

内容：2号,6mを超え7m以下

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.38			[1]
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.38			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.76			[1]
トラックレン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 4.9t吊 ホベレタ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.38			
諸雑費 6 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1	箇所 当り		)



単価表 第 61号

モルタル上塗り

単価表

( 1 )

金額：

内容：普通ポルトランドセメント, 1:2, 厚20mm

1 m<sup>2</sup> 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
左官 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.33			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.33			
モルタル 1:2 普通	m <sup>3</sup>	0.02			
諸雑費	式	1			
	(	1	m <sup>2</sup> 当り		)

単価表 第 62号

内副管取付工(管類等除く)

単価表

( 1 )

金額：

内容：硬質塩化ビニル管, 副管150mm, 平均段差4.48m

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.24			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.24			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.24			
諸雑費	式	1			
	(	1	箇所 当り		)



単価表 第 64号

重機運搬(片道)

単価表

( 1 )

金額：

内容：各種 ,150kmまで

1 台 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬費20t車以上30t車まで 150kmまで	台	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	台 当り		)
*** 施工条件 *** 機種(貨物自動車20t以上30t車まで) : 各種 運搬距離 : 150kmまで					
有料道路利用料の規格 : その他の諸料金の規格 :					

単価表 第 65号

機器積み込み・積卸し(往復)

単価表

( 1 )

金額：

内容：油圧クラムシェル・テレスコピック式0.4m3

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.5			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.5			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベレタ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.5			
諸雑費	式	1			
	(	1	式 当り		)

単価表 第 66号

機器積込み・積卸し(往復)

単価表

( 1 )

金額：

内容：立坑機器

1 式 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.5			
特殊作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	0.5			
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ジブ型 25t吊 ホベレタ付き 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	0.5			
諸雑費	式	1			
	(	1	式 当り		)



単価表 第 67号

仮設材等運搬

単価表

( 1 )

金額：

内容：12m以内，10kmまで，片道

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等運搬(基本運賃料金) 12m以内，10kmまで	t	1			単価表 第 68 号
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 10kmまで					
深夜早朝(22:00~5:00)割増の有無 : 深夜早朝割増:無 運搬区分 : 片道					



単価表 第 69号

仮設材等運搬

単価表

( 1 )

金額：

内容：12m以内，120kmまで，片道

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等運搬(基本運賃料金) 12m以内，120kmまで	t	1			単価表 第 70 号
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 120kmまで					
深夜早朝(22:00~5:00)割増の有無 : 深夜早朝割増:無 運搬区分 : 片道					



単価表 第 71号

仮設材等運搬

単価表

( 1 )

金額：

内容：12m以内，10kmまで，往復

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等運搬(基本運賃料金) 12m以内，10kmまで	t	1			単価表 第 72 号
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 10kmまで					
深夜早朝(22:00~5:00)割増の有無 : 深夜早朝割増:無 運搬区分 : 往復					



単価表 第 73号

積込み, 取卸し費(仮設材等)

単価表

( 1 )

金額:

内容: 積込み, 取卸し(片道分)

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等の積込み, 取卸し費 積込み, 取卸し(片道分)	t	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 積込み, 取卸し(片道分)					

単価表 第 74号

積込み, 取卸し費(仮設材等)

単価表

( 1 )

金額:

内容: 積込み, 取卸し(往復分)

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等の積込み, 取卸し費 積込み, 取卸し(往復分)	t	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 積込み, 取卸し(往復分)					



単価表 第 75号

本管TVカメラ調査工

単価表

( 300 )

金額：

内容：側視回数5mに1回

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管路調査技師 (測量技師)	人	1			
管路調査助手 (測量技師補)	人	1			
管路調査作業員 (普通作業員)	人	1			
運転手(一般) 週休2日補正:現場閉所(通期)	人	1			
ガソリン レギュラー スタント	リットル	36.6			
TVカメラ搭載車損料 2t, 95.5kw	時間	6			
諸雑費	式	1			
	(	300	m 当り		)
	(	1	m 当り		)

## 公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
滑材 推進工法用	リットル		単価表 第8号 Web建設物価 2024年9月号(本誌掲載P.378) 全国①② グラベルハイコート(砂礫用滑材)同等品
水(推進工)	m3	335	単価表 第8号 処分費
粘土	kg	34	単価表 第8号
ベントナイト	kg	50.1	単価表 第8号
先導体損料 呼び径250mm	日	85,400	単価表 第4号
推進装置損料 呼び径250mm	日	67,300	単価表 第4号
操作盤損料 呼び径250mm	日	20,100	単価表 第4号
排土タンク損料 10m3用	日	1,120	単価表 第4号
排土管損料 半管用, 呼び径250mm, 1現場当り, 100m当り	組	442,000	単価表 第4号
排土管損料 半管用, 呼び径250mm, 100m当り, 供用日当り	日	14,700	単価表 第4号

## 公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
中継ホース・ケーブル損料 半管用, 呼び径250mm, 1現場当り, 100m当り	組	1,780,000	単価表 第4号
中継ホース・ケーブル損料 半管用, 呼び径250mm, 100m当り, 供用日当り	日	23,700	単価表 第4号
地上ホース・ケーブル損料 半管用, 呼び径250mm, 1現場当り	式	346,000	単価表 第4号
地上ホース・ケーブル損料 半管用, 呼び径250mm, 供用日当り	日	4,630	単価表 第4号
カッタヘッド損料 呼び径250mm, ローII型 巨石混り礫質土[D]	個	14,800	単価表 第5号
リヤハブ等損料 呼び径250mm	個	842	単価表 第5号
添加材注入ポンプ損料 7.5kW	日	12,400	単価表 第9号
添加材ミキサ損料 7.5kW, 400ℓ×2槽	日	1,400	単価表 第9号
粘度計損料 呼び径250mm	日	544	単価表 第9号
水槽損料 3m3用	日	476	単価表 第9号

## 公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
坑口止水器 高耐荷力推進・発進坑口用, 呼び径250mm	組	156,000	単価表 第12号
坑口止水器 高耐荷力推進・到達坑口用 呼び径250mm	組	169,000	単価表 第15号
分割発進器具費	式	127,000	単価表 第20号
水質試験 飲料水11項目	回	7,000	明細表 第29号
TVカメラ搭載車損料 2t, 95.5kw	時間	12,100	単価表 第75号
運搬中の損料 立坑用機器, 運搬距離117km	台	36,800	明細表 第27号
油圧クラムシェル損料 テレスコピック式, 平積0.4m3	時間	9,580	単価表 第38号

## 公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
回転圧入機損料	時間	31,500	単価表 第37号
仮設ケーシング 損料 呼び径2000, L=2.0m	式	42,900	明細表 第17号
高知市市章入り人孔鉄蓋 T-25, φ600	組	85,600	明細表 第24号
運搬中の損料 油圧クラムシェル・テレスコピック式0.4m3, 運搬距離117km	台	11,750	明細表 第27号
超硬ビット	個	17,500	明細表 第16号
水中ポンプ 賃料 φ50, 揚程15m 週休2日補正:現場閉所(通期)	日	219	単価表 第27号
残土処分費 10t, 残土場:朝倉己	m3	2,160	明細表 第12号 処分費
生コンクリート 30-18-40BB, W/C55%以下	m3		単価表 第44号 積算資料電子版 2024年9月号(本誌掲載P.169) (指定品-四国-)高知イ②
鋼製ケーシング 呼び径2000mm	m		明細表 第16号 Web建設物価 2024年9月号 高知①② 厚16mm
円形覆工板(269g No.1) 呼び径2000mm, T-25, 供用2ヶ月	枚	73,800	明細表 第20号

## 公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
円形覆工板(269h No. 1) 呼び径2000mm, T-25, 供用4ヶ月	枚	114,400	明細表 第22号 支給材
転落防止中蓋 T-6, クサリ・ジャックル含む	組	39,100	明細表 第24号
コンクリート(底部工) 18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下	m <sup>3</sup>	30,770	単価表 第60号
注入材料 溶液型	リットル		単価表 第29号 ほか Web建設物価 2024年9月号(本誌掲載P.378) 全国①② 無機瞬結タイプ 同等品
グラウトモータ φ40.5mm	個		単価表 第31号 ほか Web建設物価 2024年9月号 複相用
注入ホース類 φ12mm	組		単価表 第33号 Web建設物価 2024年9月号 P=4.9MPa(50kgf/cm <sup>2</sup> )L=50m*3 複相用
サクションホース φ38mm	組		単価表 第33号 Web建設物価 2024年9月号 L=3m*3 複相用
二重管ボアリングロッド	m		単価表 第31号 ほか Web建設物価 2024年9月号
メタルクラウン φ41mm	個		単価表 第31号 ほか Web建設物価 2024年9月号



明示項目	明示事項（説明書）
建設副産物関係	<p>1. 建設発生土の搬出 (指定処分A)  搬出先の名称 ディアーナ・カンパニー  処理場所 高知市朝倉字鳥屋ノ奥己1175-3外  距離 5.8km  その他  上記処理場所について、受注者からの提案で変更する場合は、施工計画時に発注者が各法令等に抵触しない適正な処分場所であることを確認のうえ変更することができる。  なお、処分費と運搬費の合計が設計より安価となる場合は設計変更する。</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要 ( 無 )  (1) 処理方法  時期</p> <p>3. 産業廃棄物の処理条件 ( 有 )  (*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと)  (1) 処理場所 指定なし  処理方法(指定) 再生処理  処理場の受入条件  ※上記について、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は積算上の条件明示であり指定事項ではない。</p>
公害対策関係	<p>1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限 ( 有 )  (1) 内容  施工場所は市街地であるため、低騒音、排出ガス対策型の機械を使用すること。  また、特定建設作業の届出を行うこと。高知市公害防止条例を遵守すること。</p> <p>2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念 ( 有 )  (1) 調査方法 地盤変動監視点を設置し、施工前、施工中、施工後の監視を行うこと。  範囲 工事区間全線</p>
工事支障物件関係	<p>1. 地上、地下等の支障物件・・・移転・撤去・防護 ( 有・無 )  (1) 支障物件名  管理者  位置  移転時期  ※試掘調査を実施し、移設が必要であれば管理者と協議する。</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工 ( 無 )  (1) 工事内容  期間</p>
排水工（濁水処理を含む）関係	<p>1. 濁水、湧水等の処理対策の指定 ( 有 )  (1) 対策  水中ポンプによる水替工（作業時排水）を実施する。</p>
イメージアップ関係	<p>1. イメージアップ経費 ( 無 )  (1) 仮設備関係  (2) 営繕関係  (3) 安全関係  (4) 地域とのコミュニケーション関係</p>
その他	<p>1. 工事事務機材等の保管指定 ( 無 )  (1) 資機材名  保管場所  期間 自 年 月 日  至 年 月 日  保管方法</p> <p>2. 工事現場発生品の処理指定 ( 無 )  (1) 品名、数量  現場内での使用  引渡し場所</p> <p>3. 支給資材及び貸与品 ( 無 )  (1) 品名（品質、規格、性能）、数量  引渡し場所  引渡し期間 自 年 月 日  至 年 月 日</p> <p>4. 工事事務電力等の指定 ( 無 )</p> <p>5. 交通誘導警備員の配置 ( 有 )  (1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。  配置人員数 3人/日  交通誘導警備員B 延べ 126人  なお、交通誘導警備員の配置、期間等については、事前に監督職員と協議すること。</p> <p>6. その他</p>



## 特記仕様書

### 1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、下記の基準によらなければならない。

本工事特記仕様書

建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）

土木施工管理の手引（四国地方整備局）

高知市土木請負工事技術管理指針

高知市土木請負工事共通仕様書【共通編】【下水道編】

建設工事共通仕様書（高知県）

建設技術者必携 建設工事技術管理要綱（高知県）

下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）

下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）

下水道工事施工管理指針と解説（日本下水道協会）

下水道土木工事必携(案)（日本下水道協会）

コンクリート標準示方書（土木学会）

トンネル標準示方書（土木学会）

道路土工—施工指針（日本道路協会）

道路土工要綱（日本道路協会）

道路土工—軟弱地盤対策工指針（日本道路協会）

推進工事の安全手引き（日本下水道管渠推進技術協会）

道路工事の安全施設設置要領(案)

下水道設計標準図（高知市）

高知市下水道用マンホール鉄蓋仕様書

施工マニュアル（高知市）

地元説明マニュアル（高知市）

汚水取付管施工マニュアル（高知市）

下水道土木工事共通仕様書(案)(国土交通省 都市・地域整備局下水道部)

薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（建設省）

薬液注入工事に係る施工管理等について（建設省）

薬液注入工法の設計、施工指針（日本グラウト協会）

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）

建設廃棄物処理指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

その他

注）上記の「適用すべき諸基準」等で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。

なお、工事途中で改訂された場合は監督職員と協議しなければならない。

### 2 規則

本工事の施工にあたっては、道路法、道路交通法、労働基準法、建設業法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規及び労働安全衛生法等の工事施工に関する規則条件等を遵守しなければならない。

### 3 専門的技術を要する工事への対応

工事施工中、予測出来ない特別の状況変化により、専門的技術を要する工法等への変更が生じ、受注者が当該工法の施工実績を有しない場合には、当該変更に係る部分の工事を打切るものとする。

### 4 事前調査

受注者は工事着手前にこの工事のために影響があると思われる運搬経路（資材搬入経路を含む）用地及び埋設物の埋設状況、井戸水、その他監督職員の指定するものに対し実態調査を行うこと。特に地下

埋設物は必ず調査を行い、埋設物確認書により埋設者現場立会いのうえ試掘等により調査を行い、試掘及び工事施工による損傷等のないようにしなければならない。また立会の状況及び調査結果を調査記録簿にし監督職員に提出するものとする。なお、地下埋設物等の移設の必要が生じたときは、調査資料及び移設計画図を添えて監督職員と協議しなければならない。

## 5 許可届出

本工事の施工上必要な諸官公署その他の申請等について図面等を作成して監督職員に提出し、すみやかに申請及び届出出来るように配慮しなければならない。

## 6 建設公害の防止

本工事の施工にあたっては、次の項目に留意するとともに、周辺関係者に十分な説明を行い、理解と協力が得られるよう対処しなければならない。

### (1) 騒音防止

工事に伴う騒音については、騒音規制法の主旨を作業員に徹底するとともに、この法律及び関係条例等を遵守し、騒音防止に努めなければならない。特に推進設備から発生する音や資材の搬入、掘削土の搬出時及び立坑築造時に発生する騒音について注意が必要である。

### (2) 振動防止

工事に伴う振動については、近接構造物に損傷を与える場合があるので、振動防止法を遵守するとともに施工に十分注意が必要である。

### (3) 低騒音型・低振動型建設機械の使用

下記①～⑤に示す区域における以下の作業は低騒音型建設機械の使用を原則とする。

- ・掘削、積込作業、締固め作業
- ・発動発電機等の可搬式もの
- ・舗装版とりこわし作業は油圧ジャッキ式舗装版破砕機、低騒音型のバックホウの使用を原則とする。

ただし、高知県内のリース会社に在庫がなく調達できない場合は除く。

その他については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定」（高知県 HP 技術管理課ページ積算・設計・各種基準等に関するお知らせに記載）を参考とすること。

- ①良好な住居の環境を保全するために、特に静穏の保持を必要とする区域
- ②住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ③住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって相当数の住居が集合しているため、騒音、振動の発生を防止する必要がある区域
- ④学校・保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲おおむね 80m の区域
- ⑤家畜飼育場、精密機械工場、電子計算機設置事業場等の施設の周辺等、騒音、振動の影響が予想される区域

### (4) その他

掘削、ずり出し及び残土運搬に伴う砂ぼこり、路面への泥の飛散に注意が必要である。

## 7 実施細部工程表の提出

受注者は、契約書にもとづいて提出した工程表により実施細部工程表を作成し、監督職員に提出し、承諾を得なければならない。また、実施細部工程表に変更が生じ、その内容が重要な変更の場合は、その都度実施細部工程表を提出し、承諾を得なければならない。

## 8 疑義

工事着手後、直ちに測量を実施し、設計図書と現地の関係を詳細に調査し、著しい相違を発見したときは、監督職員に報告しなければならない。

## 9 使用材料

使用材料については、下水道協会規格品 (JSWAS) を優先し使用すること。

## 10 設計数量の検討

工事施工に先立ち受注者は、高知市上下水道局が計画した躯体の構造に関する計算及び数量計算書を検討し、その報告書を迅速に監督職員に提出すること。

## 11 第三者との交渉

受注者は工事に関して、第三者からの交渉を受け、又は第三者に交渉の必要が生じたときは、高知市上下水道局の監督職員と共に説明に行くものとする。尚、結果は「工事打合せ簿」に記載し提出するものとする。

## 12 品質管理

- (1) 埋め戻し材は平均粒径 (D50) が 10mm 以上かつ 10% 粒径 (D10) が 1mm 以上の砕石を使用し、現場密度試験を管渠布設延長 300m 毎に 1 回 (1 工事最低 1 回, 3 箇所) の平均値) 行うこと。試験方法は、JISA 1214 に準ずるものとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。
- (2) 埋め戻し材料等として再生コンクリート砂を使用する際には、六価クロムについて、平成 3 年 8 月 23 日付け環境庁告示第 46 号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認することとし、工事で 1 購入先当たり 1 検体の試験を行うものとする。

## 13 工事施工適正化

- (1) 受注者は工事施工に先立ち、監督職員に施工体系図の写しを提出すること。
- (2) 受注者は工事関係者及び公衆が見やすい場所に建設業退職金共済制度の適用を示す標識の掲示等を行わなければならない。
- (3) 監理技術者等であることを示す胸章及び監理技術者資格者証等の携帯をしなければならない。

## 14 施工

### 推進工

#### イ. 掘進機

掘進機は、施工延長、土質、地下水の状況及び施工環境等を十分に考慮し、外圧や掘削作業に耐え得る堅牢で安全な構造と設備を有するものとする。

#### ロ. 掘進

- ① 掘進機の発進及び到達に先立つ土留材の切断に当たっては、地山の崩壊、立坑内への地下水の流入等を防止するため適切な措置をとること。
- ② 掘進機は、地山の性状を考慮して切羽等の安定を十分に図りながらジャッキ等を適正に作動させ、所定のルートを正確に掘進させること。
- ③ 掘進機の運転操作は、熟練した選任の技術者が行うこと。
- ④ 所定の掘削土量を上回る土砂の取込みが生じないよう適切な施工管理を行うこと。
- ⑤ 掘進速度は、適用土質等に適した範囲を維持し、掘進中はなるべく機械を停止させないこと。
- ⑥ 掘進中異常が発生した場合は、速やかに応急措置を講ずるとともに、対策を講ずること。
- ⑦ 掘進中は、道路舗装、埋設物及び他の構造物に支障を与えないよう施工すること。
- ⑧ 掘進中は精密測量を行って蛇行及び回転の傾向を把握し、蛇行等が生じた場合は速やかに修正をすること。
- ⑨ 掘削は、切羽の状況、掘進機、圧送設備等の運転状態を十分確認しながら慎重に行うこと。

#### ハ. 推進用管材

- ① 推進用管材は、その使用目的に十分耐え得る強度を有するものを使用すること。
- ② 推進用管材の運搬・保管・据付は管に衝撃を与えないよう注意して取り扱うこと。
- ③ 前項推進管の接合に当たっては、管内に浸入水の発生が生じないよう施工しなければならない。

#### ニ. 立坑設備

- ① 後部推進設備は、施工土質・推進延長等の諸条件に適合した推力を有するものを使用し、管心位置を中心測量・水準測量により正確に測量して所定の位置に設置すること。

- ② 支圧壁は、管の押し込みによる荷重に十分耐え強度を有し、変形や破壊が生じないよう堅固なものとする。
- ③ 支圧壁は、土留と十分密着させるとともに、支圧面を推進計画線に直角にすること。
- ④ 坑口は、滑材、泥水及び地下水が漏出しないような構造とすること。

#### 立坑工

イ. 土留工の施工前には、下記の事前調査を行わなければならない。

- ① 表層から掘削底及びそれ以下にいたる土質
- ② 地下水位及び湧水量
- ③ 排水計画に必要な調査
- ④ 地下埋設物の種類、位置、構造、老朽度
- ⑤ 周辺構造物の種類、位置、構造、老朽度
- ⑥ 道路の交通事情
- ⑦ 騒音、振動の環境調査

ロ. 土留工の設置(撤去)及び施工期間中は、下記の点検監視を行わなければならない。

- ① 土圧及び水圧
- ② 矢板、支保材等の変形
- ③ 周辺地盤の変形
- ④ 地下埋設物、周辺構造物の変形
- ⑤ 掘削底における土の状況
- ⑥ 湧水又は矢板継手等からの漏水
- ⑦ 土留材の点検保守その他

ハ. 土留支保工は、施工計画に沿って施工しなければならない。

ニ. 矢板と腹起こしの間隙には、次の掘削に掛かる前に間隙の全面にわたってコンクリートの充填又は、同等の措置を行って矢板の移動を防止しなければならない。

ホ. 切梁の撤去は、施工計画に沿って、切梁面下の埋戻土が十分つき固められた段階で行い、矢板の移動を防止しなければならない。

ヘ. 上段切梁は、埋戻土が外側の土圧に十分耐えられるまで撤去してはならない。

ト. 立坑の構造について、当初設計より変更となる場合は、土質条件、荷重条件にもとづく強度計算、施工法を検討の上、計算書、構造図を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 六価クロム溶出試験

セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良及び改良土の再利用を行う場合は六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお試験方法は、セメント及びセメント固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 薬液注入工

イ. 薬液注入の施工にあたっては、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(建設省官技発第160号昭和49年7月10日)、薬液注入工法の管理について(建設省官房長発第157号昭和52年4月21日)、薬液注入工事に係る施工管理等について(建設省技調発第188号平成2年9月18日)により施工しなければならない。

ロ. 薬液注入工事は、注入工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ、十分な施工管理を行わなければならない。

ハ. 薬液注入の施工計画に当たっては、事前に下記事項について調査し、速やかに監督職員に報告しなければならない。

- ① 土質調査(透水性、力学的・物理的性質)
- ② 地下埋設物(種類、構造、形状、位置、土被り)
- ③ 地下水(水位、水質、流れの方向)
- ④ 井戸等の有無(注入現場からおおむね100m以内)

- ⑤ 井戸等の水質，位置，深さ，形状，利用目的及び利用状況。なお，上記のうち水質調査は水素イオン濃度，COD及び主な含有物等について，公的機関の試験結果を報告しなければならない。

ニ. 施工にあたっては，事前に施工計画書を提出し，監督職員の承認を得なければならない。なお，施工計画に当たっては，下記事項を明記しなければならない。

- ① 責任技術者の氏名
- ② 飲用水源の対策及び監視計画
- ③ 使用薬液の種類と成分
- ④ 注入範囲と注入間隔
- ⑤ 注入量
- ⑥ 注入方法の詳細(現場配合，使用機械，単位吐出量，ゲルタイム，注入順序)
- ⑦ 施工管理方法の説明(品質，水量，ゲルタイム，配合試験，P-Q管理図，日報)
- ⑧ 工程表
- ⑨ 空容器の返品方法
- ⑩ 残薬液の処分方法
- ⑪ 薬液の保管管理方法

ホ. 受注者は，注入箇所現場注入試験を監督職員立会いの上で施工し，下記事項について結果を報告しなければならない。

- ① ゲルタイム
- ② 注入圧，注入時間，単位吐出
- ③ 注入有効範囲(ボーリング，掘削による観察)
- ④ ゲル化の状態(同上)
- ⑤ P-Q管理図

ヘ. 注入作業中は，付近の井戸等及び地下埋設物，構造物等に注入液が流入しないよう，また注入圧力によって付近の地盤，地下埋設物及び構造物に変動を来さないよう常時監視しなければならない。

ト. 配合後の薬液は，注入に先立ち注入管から採取し，ゲル化の状況をチェックしなければならない。なお，採取回数は1日1回以上及び配合の変わるごとに行わなければならない。

チ. 薬液注入箇所に近接して井戸等の施設があった場合，その注入及び水質監視について特に注意しなければならない。

リ. 工事現場には，薬液の品質管理に必要な器具等を備えなければならない。

ヌ. 注入中は，圧力計，流量を常に監視しつつ，各ステップごとに，圧力の上昇，降下に応じて，吐出量を加減して極力最適注入圧力を維持するように努めなければならない。

ル. 受注者は，公共用水域等の水質汚濁を防止するため薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質汚濁の状況を監視しなければならない。

- ① 地下水については，薬液注入箇所及び周辺の地域の地形及び地盤の状況，地下水の流向等に応じ，注入箇所からおおむね10m以内において，少なくとも数箇所の採水地点を設けなければならない。なお，採水は，観測井を設けて行うものとし，状況に応じ，既存の井戸を利用しても差し支えない。
- ② 水質の監視は，①項の採水地点で採水した試料を 建技第160号による水質基準に適合しているか否かを判定しなければならない。

#### 高圧噴射攪拌工

イ. 受注者は，現場条件及び施工条件を踏まえ，監督職員と協議を行い，必要に応じて試験施工を実施すること。

ロ. 施工時に発生する排泥の処理は，「2. 規則」による。

ハ. 施工及び品質管理は，「薬液注入工」に準じて行わなければならない。

#### コンクリート工

イ. コンクリートの水セメント比は，鉄筋コンクリート構造物については55%以下，無筋コンクリート構造物の場合は60%以下としなければならない。なお，設計図書において別に定めがある場合は，それによるものとする。

ロ. 鉄筋のかぶりを確保するため、スペーサーを設置するものとする。なお、スペーサーは、構造物の側面については原則 1 m<sup>2</sup>につき 2 個以上、構造物の底面については原則 1 m<sup>2</sup>につき 4 個以上設置するものとする。

スペーサーの個数については、鉄筋組立て完了時に段階確認を受けなければならない。

#### 舗装復旧工

イ. 受注者は、工事着手後現況舗装の縦横断測量を行い、施工計画の打合せまでに舗設計画図面を作成し、監督職員と協議を行うこと。

ロ. 車道のアスファルト舗装工において、表層の再生アスファルト混合物に使用する骨材に石灰石を使用してはならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

① 車道のアスファルト舗装工（表層工）において、表層に再生アスファルト混合物を使用する場合のアスファルトコンクリート再生骨材に含まれている石灰石。ただし、補足材には石灰石を使用してはならない。

② 車道の路盤再生表層工において、既設アスファルト舗装に含まれている石灰石。ただし、補足材には石灰石を使用してはならない。

ハ. 特にすべり止め効果を期待する場合は、本項(ロ)のただし書きは適用しないものとする。

#### 人孔蓋高さ調整工

人孔蓋受枠固定のためのナット締付けや、高さ調整部のモルタル強度不足および充填不足等により、ガタツキ等が生じるおそれがあることから、日本下水道協会規格「JSWAS G-4（下水道用鑄鉄製マンホールふた）[参考資料 2]」に基づいて施工を行うこと。

(1) 高さ調整に用いるモルタルは、高流動性無収縮早強モルタルを使用し、以下の性能を満足すること。また、使用したモルタルのロット No. が記載された試験成績表を提出すること。

① J<sub>14</sub> ロート流下時間： 6±2 秒

② 圧縮強度： 9.8 N/mm<sup>2</sup> 以上（温度 20℃，養生時間 1.5 時間での値）

③ 収縮・膨張性： 収縮しないこと

(2) 足掛金物が鉄蓋ロック機構の支障とならないように、受枠設置位置を確認し施工すること。また、施工後に鉄蓋受枠のロック部に調整モルタルの付着がないことを確認すること。

(3) 調整モルタルの配合については以下のとおりとする。

① 組立式人孔（調整高 60～130mm）： 0.13m 当り

＝超速硬無収縮モルタル（69.43kg）：水（12.16 ㍺）

② コンクリート製小型人孔（調整高 50～99mm）： 0.07m 当り

＝超速硬無収縮モルタル（15.70kg）：水（2.4 ㍺）

#### 15 工事目的物の部分使用について

受注工期内での工事目的物の部分使用について、発注者が供用開始を必要と認めた場合、受注者は、中間検査等部分使用に協力すること。

#### 16 軽油引取税の課税免除の報告

受注者もしくは下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税免除の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに監督職員に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

#### 17 交通安全管理

受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成 8 年 3 月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

#### 18 安全・訓練等の実施

##### (1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、本工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上（月に 2 回に分割可）を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
  - ② 本工事内容の周知徹底
  - ③ 工事安全に対する法令、通達、指針等の周知徹底
  - ④ 本工事における災害対策訓練
  - ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
  - ⑥ その他、安全・訓練として必要な事項
- (2)安全・訓練等に関する施工計画の作成  
施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (3)安全・訓練等の実施状況報告  
安全・訓練等の実施状況を写真、工事日誌等に記録し、提出するものとする。

## 19 事故防止

- (1)第三者に対する事故防止  
受注者は、公衆の生命身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じなければならない。  
特に市街地における工事については、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日 国土交通省告示496号）に基づき災害の防止に努めること。
- (2)工事現場における事故防止
- イ. 工事は各工種に適した工法に従って施工し、施設の不備または不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。
  - ロ. 工事現場においては、常に危険に対する認識を十分にしておき、作業の手違い、従事者の不注意等は厳しくいましめること。
  - ハ. 工所用機械器材の取扱には熟練者を配置し、常に機能の点検、整備を完全に行い運転にあたっては操作を誤らないようにすること。
  - ニ. 地下埋設物確認書により当該埋設物管理者に立会いを求め、試掘調査を十分に行い埋設物の位置を確認し、埋設物に損傷を与えないよう注意すること。
  - ホ. 埋設物に近接して掘削する場合は、周囲地盤の緩み沈下等に十分注意して施工し、必要があると認めるときは、当該埋設物管理者と協議のうえ防護措置等を講じること。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において迅速に処理すること。

## 20 事故報告

受注者は、工事中事故があったときは直ちに所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について直ちに監督職員に報告書を提出すること。

## 21 工事現場管理

共通仕様書等によるものの他、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1)関係機関等との連絡協調  
受注者は、工事中関係官公署その他の取締機関に対して、緊密な連絡をとり、十分協調を保つとともに工事現場に関係のある個人に対しても親切を旨とし円滑な工事の進捗を図ること。  
また、付近居住者と交渉を必要とするときまたは交渉をうけたときは、監督職員と協議し誠意を持って解決をはかり遅滞なく報告すること。
- (2)隣接受注者との協調  
工事の施工に当たっては、隣接工区の受注者との連絡を密にして工事を進めると共に、工区境界の施工に当たっては相互に協力し将来構造上の欠陥が生じないように十分注意すること。  
また、付近に本工事と併行する他の工事のある場合は、これらの工事と相互に協力し事故の発生、工事の遅延等付近居住者に迷惑のかからないよう十分配慮すること。
- (3)作業地の整理整頓  
受注者は、作業現場、作業用地内の整理整頓に留意し、作業用地には必要な立入禁止等の標識または見張人をつけて危険防止に努めること。

#### (4) 交通及び保安上の措置

- イ. 工事中交通に関しては、道路使用許可条件を厳守し、危険防止柵を設け夜間には注意燈を点ずる等十分な危険防止策を施すこと。
- ロ. 工事区域内に車両または歩行者の通行がある時は、専任の要員を配置し通行の誘導、路面の補修に努める等交通及び保安上十分な措置を講じること。
- ハ. 受注者は、関係機関と協議のうえ、交通安全に関する担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、迂回路の形態、その他交通安全上必要な事項について計画をたて監督職員に提出しなければならない。

#### 22 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）、「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」及び「第3次 高知市環境保全率先実行計画（H23～H27）」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものを使用することとする。

#### 23 工事現場における県内産木材の木製品使用について

受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工所用仮設に関する資材は、以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ①～⑤の資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

- ① 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）
- ② 工事看板（1ヶ所以上）
- ③ バリケード（1品以上）
- ④ 木製クッションドラム（1品以上）
- ⑤ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記(1)の資材を必要としない工事については、その旨を施工計画書に記載し監督員の確認を得ること。その場合は、上記(1)以外の仮設備、保安施設等の工所用仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること。

#### 24 交通誘導警備員の配置について

(1) 交通誘導員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りでない。

(2) 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

(3) 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行ったうえ、交通誘導員として専任させること。



(交通誘導警備員 A・B の定義)

交通誘導警備員 A : 警備業者の警備員 (警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。) で、交通誘導警備業務 (警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 項に規定する交通誘導警備業務をいう。) に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員 B : 警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通誘導に従事するもの

## 25 建設副産物

- (1) 建設副産物 (土砂, コンクリート塊, アスファルト塊等) の処理及び利用については関係法令, 施工条件明示を遵守し, リサイクルに努めるとともに適正に処理すること。
- (2) 受注者が設置する自己処分場に建設副産物を処理する場合は, 知事 (中核市, 政令都市の場合は市長) の許可を得ること。

## 26 舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い, 切断機械から発生する排水については, 排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については, 適正に処理するものとする。また, 処理数量については, 処理実績により変更契約するものとする。なお, 排水の処理に係る産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

## 27 再生資源利用 [促進] 計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- (1) 受注者は, 建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合, 又は, 土砂の搬入量又は搬出量が 500m<sup>3</sup> 以上の場合, 再生資源利用計画書及び実施書 (建設リサイクルガイドライン様式 1) を建設副産物情報交換システム (以下「COBRIS」という。) により作成し, 施工計画書と併せて提出しなければならない。
- (2) 受注者は, 建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合, 又は, 土砂の搬入量又は搬出量が 500m<sup>3</sup> 以上の場合, 再生資源利用促進計画書及び実施書 (建設リサイクルガイドライン様式 2) を COBRIS により作成し, 施工計画書と併せて提出しなければならない。
- (3) 受注者は, 500m<sup>3</sup> 以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは, あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壤汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い, その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- (4) 受注者は, 再生資源利用 (促進) 計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また, 再生資源利用 (促進) 計画書 (現場掲示用様式) を公衆が見やすい場所に掲げること。
- (5) 受注者は, 500m<sup>3</sup> 以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは, 速やかに, 当該搬出先の管理者に対し, 受領書の交付を求め, 記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお, 発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- (6) 受注者は, 建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは, 搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- (7) 受注者は, 再生資源利用 (促進) 実施書, 実施書及び受領書を工事完了日から 5 年を経過する日まで保存すること。

(参考) COBRIS については, 建設副産物情報センターのホームページ

(<http://www.recycle.jacic.or.jp>) より, 利用申請等を行うことができる。

## 28 産業廃棄物管理票等の提示

受注者は, 本工事に伴い発生する産業廃棄物 (以下「産業廃棄物」という。) について, 廃棄物の清掃及び処理に関する法律 (以下「廃掃法」という。) を遵守し工期内において中間処理 (再生), 最終処分を終了しなければならない。また, 受注者は産業廃棄物管理票 (マニフェスト) により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にその E 票を提示しなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の中間処理・最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、中間処理・最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票を提示しなければならない。また、中間処理、最終処分終了後すみやかにE票を提示しなければならない。

なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議するものとする。

## 29 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

### （1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は、監督職員に①の写真を提出し、②の記録を提示する。

### （2）建設副産物の処理数量を体積（「m<sup>3</sup>」）の単位とする場合

下記※1から3のうち、いずれかの方法により確定する。

※1 コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

※2 前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、下記の換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- |                                     |                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m <sup>3</sup> ) | ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m <sup>3</sup> ) |
| ・アスファルト塊 2.35 (t/m <sup>3</sup> )   | ・掘削土（土砂）1.8 (t/m <sup>3</sup> )      |
| ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m <sup>3</sup> )     | ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m <sup>3</sup> )      |

※3 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する）（全車写真）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）
- ④受注者は、監督職員に②③の写真を提出する。

### （3）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する）（全車写真）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあて

デジタル写真撮影をする。(全車写真)

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)

(4) 建設副産物(伐採木等)を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。(木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)

④ 受注者は、監督職員に②の写真を提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

30 ダンプトラック等による過積載の防止について

(1) 搭載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(2) さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(3) 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

(4) 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5) 建設発生土の処理及び資材の購入に当たって、下請業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(6) 以上のことにつき受注者は、下請業者を十分に指導すること。

31 工事实績データ作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

32 地盤変動等を原因とする事業損失(該当する項目は□にレ印)

□ 工事の施工に伴い第三者に対する損害が予想されることから、発注者において家屋等の事前調査を実施する「覚書締結指定工事」としているため、工事契約締結時に「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書」を締結すること。

☑ 工事の施工に伴い第三者に対する損害が予想されず、発注者において家屋等の事前調査を実施しないため、「覚書締結指定工事」としないが、工事施工中に損害が発生する恐れが生じた場合または工事完成後損害が判明した場合は、その時点で「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書」を締結すること。

※なお、高知市上下水道局技術監理課ホームページの「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償」(要旨)を参照すること。

33 管渠内のTVカメラ調査について

(1) 調査対象

①調査延長 全布設距離を調査対象とする。

②調査対象 ◎800mm未満の管とする。

③その他 調査が不要な場合は対象外とする。

## (2) 調査方法

- ①調査は管内を洗浄した後に実施する。
- ②調査内容・項目については、事前に監督職員に報告し承諾を得るものとする。
- ③調査結果はすべてVTRに録画するものとし、その他必要書類については、監督職員の指示によるものとする。
- ④側視回数は5mに1回とする。

## (3) 漏水・破損が発見された場合の措置

漏水・破損箇所の対策（補修等）を行った後、補修箇所を含むスパンについての再度、補修後のTVカメラによる調査を行うものとする。

その後の対策（補修方法等）について監督職員との協議により承諾を得ること。

（以上の費用については受注者の負担とする）

## 34 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の(1)から(3)の全てを実施することとする。

### (1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知市土木請負工事技術管理指針の第9条（写真管理）(2) 撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

### (2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、高知市土木請負工事技術管理指針の第9条（写真管理）(2) 撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### (3) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者はURL

「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

## 35 不当介入の排除について

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下この文において「不当介入」という。）の排除について

(1) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。

(2) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署

に被害届を提出しなければならない。

(3) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

(4) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市建設工事請負業者指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

### 36 県内産資材の優先使用について

本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの。②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの。③木製型枠は、高知県内の森林から産出された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

### 37 不正軽油の使用の禁止について

(1) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。

①軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

②軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

③自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

(2) 受注者は、高知市上下水道局が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

### 38 手すり先行型足場の使用について

受注者は、足場工の施工にあたり、枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した、二段手すり及び幅木の機能を有する足場でなければならない。

### 39 排出ガス対策型建設機械

(1) 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとし、成果品納品の

際に施工状況写真に添付すること。

#### 機種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。

#### 40 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

#### 41 設計変更ガイドラインについて

設計変更等については、工事請負契約書第 18 条から第 20 条及び第 22 条から第 25 条並びに高知市土木請負工事共通仕様書共通編 1-1-1-13 から 1-1-1-15 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和 3 年 4 月（高知市）」）によることとする。

#### 42 1 日未満で完了する作業の積算

- (1) 「1 日未満で完了する作業の積算」（以下、「1 日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用が分かる資料等）を監督に提出すること。実際の費用が分かる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (5) 「時間的制約を受ける公共工事の積算」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

#### 43 「週休 2 日制モデル工事」の実施について

本工事は、高知市上下水道局「週休 2 日制モデル工事」試行要領における週休 2 日制モデル工事である。

詳細については、下記に掲載する同要領を参照とすること。

高知市上下水道局技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

なお、発注時において労務費等を通期で補正済みであり、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合、又は週休 2 日制モデル工事から週休 2 日交替制モデル工事に変更となった場合は、当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

#### 44 工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。また、

工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数7日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が7日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。※猛暑日とは、8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。WBGT値は、環境省熱中症予防サイトに記載されている観測データによる。

- 45 工事施工区間の既存表示板（基準点、境界板、水道、ガス等）の保護及び復旧について
- (1) 受注者は、着工前に工事予定区間における既存表示板（以下「表示板」という）の調査を行い、すみやかに監督職員に報告を行うこと。
  - (2) 受注者は、工事に際しやむを得ず表示板を除去しなければならない時は、監督職員及び関係機関と協議を行い、その対策を講ずること。
  - (3) 受注者は、施工時において表示板に損傷または破損を生じた場合は、すみやかに監督職員及び当該表示板の管理者と協議し、復旧しなければならない。

- 46 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について
- 本工事は熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事である。  
実施にあたっては下記のホームページを参照すること。  
高知市上下水道局技術監理課ホームページ  
(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>)

- 47 個人情報の保護
- (1) 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
  - (2) 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いに当たって、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に点検を実施し、監督職員に報告すること。  
また、発注者は管理体制等について検査を行うものとし、受注者は、その検査に先立ち、個人情報取扱業務を実施中の適切な時期に「高知市上下水道局 工事等に係る個人情報取扱業務に関する個人情報取扱状況報告書」又は個人情報取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書」という。）を監督職員に提出すること。

※検査方法、検査実施時期及び実施回数は受注後に監督職員が打合せ簿で指示する。  
※その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

- 48 土砂崩落事故の再発防止
- 上下水道工事での土砂崩落事故を絶対に起こさないために、安全管理に関する啓発資料を作成したので、内容を十分に理解し、事故防止に努めること。  
高知市上下水道局技術監理課ホームページ：<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/197/>

- 49 提出書類
- 工事施工に先立ち受注者は工程表、施工計画書、材料承諾願を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、下記資料については、請負金額等により提出が省略できる資料もあるので、契約後監督職員に確認すること。

1 工程表、総合工程表	1部
2 施工体制台帳	1部
3 施工体系図	1部
4 施工計画書	2部
5 材料承諾願（工事に関する承諾書）	2部
6 日誌	1部
7 月報（毎月1日に提出）	2部

8	品質管理図	1部
9	材料使用一覧表	1部
10	各種材料納入伝票（提示のみ，提出不要）	—
11	交通整理員配置図，配置一覧表，伝票	1部
12	振動騒音地盤沈下等測定資料	1部
13	地下埋設物調査記録簿	1部
14	工事写真集	1部
15	周辺構造物調査報告書	1部
16	変更数量	1部
17	出来形管理図	1部
18	施工経過図（コンクリート構造物等進捗状況の確認が必要な工種）	1部
19	完成図	1部
20	竣工図	2部
21	汚水取付管調査簿（A－4製本）	1部
22	工事打ち合わせ簿	2部
23	管割図（原則推進工のみ）	1部
24	その他	監督職員指示



## 別記

### 個人情報取扱特記事項（工事中）

#### （基本的事項）

第1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### （適正な管理）

第3 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による工事を施工するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による工事を施工するための個人情報を取り扱うまでに書面により発注者に通知しなければならない。

#### （従事者への監督及び教育の実施）

第4 受注者は、この契約による工事の施工に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

#### （取得の制限）

第5 受注者は、この契約による工事を施工するために個人情報を取得するときは、工事の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### （取扱制限）

第6 受注者は、この契約による工事を施工するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

#### （目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報をこの契約による工事の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供

してはならない。

**(消去等)**

第8 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、発注者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

**(複製等の制限)**

第9 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、発注者の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

**(下請等の制限)**

第10 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾を得た場合に限り、その取扱いを下請先（下請先が受注者の子会社である場合を含む。）に委任することができる。下請先が再下請を行う場合を含み（再下請先が下請先の子会社である場合を含む。）、以降もまた同様とする。

**(再委託先等の安全管理措置)**

第11 受注者は、下請をさせる場合は、下請先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。下請先が再下請を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

**(資料等の返還等)**

第12 受注者は、この契約による工事を施工するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものを含む。）を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

**(点検及び実地検査等)**

第13 受注者は、定期的に、及び発注者から報告を求められた場合は随時に、受注者がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者がこの契約による工事を施工するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、随時実地により受注者に対して検査を行うことができる。

3 受注者がこの契約による工事の請負を下請させる場合は、受注者を通じて、又は発注者により前項の検査を実施する。下請先が再下請を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

4 受注者は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、発注者からこの契約による工事を施工するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

**(事故発生時等における対応)**

第 14 受注者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

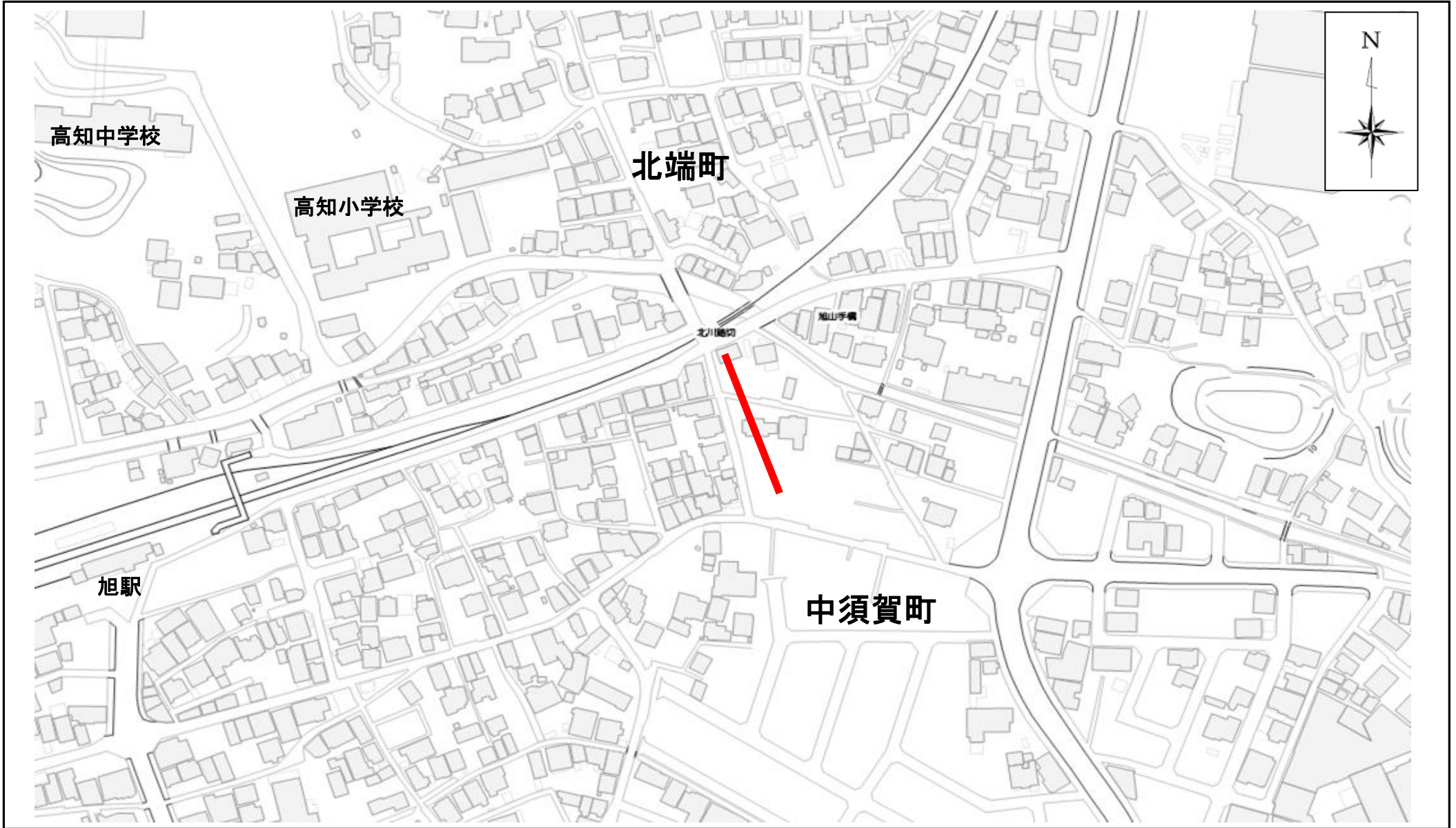
2 受注者は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

**(損害賠償)**

第 15 受注者は、本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

**(契約の解除)**

第 16 発注者は、受注者が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。



位置図 (S=1:free)